



滝本 文子
☎62-2105



岩田 秀樹
☎72-5094

090-4339-0577

<http://iwata.jcpweb.net/>

ホームページを開設しました。みんなアクトレスしてください。

皆さんの声を
市政に届けます。
日本共産党三豊市議団

6月から定率減税全廃で今年も大増税

いま、国による増税や社会保障の切捨てのもと、住民の生活はなげんげしに追い込まれています。

財務省や総務省は「所得税・住民税・負担は基本的には変わりません」と宣伝しています。07年に実施される国から地方への税源移譲により1月から5月までは差し引き、見かけ上は減税になります。

6月になると、住民税の定率減税が全廃され、大幅に住民税が増税されることとなります。

所得の少ない高齢者の場合、住民税の非課税限度額が昨年廃止された影響が今年も続くのに加え、定率減税全廃に伴う増税が上乗せされます。

自民・公明両党が強行した増税は二〇〇八年まで続き、さらに消費税の二桁引き上げも計画されています。一方で大もうけの大企業にはさらに減税をしようとしています。こんな税制は許すまいと市民が怒っています。



サラリーマン(個人世帯(妻は専業主婦、子ども2人)、ボーナス四カ月分、一定の社会保険料がかかるものと仮定して計算。所得税は06年分、07年分の源泉徴収額による。住民税は所得割の年額を12で割って計算。(表はしんぶん赤旗より)

香川県後期高齢者医療広域連合の設立について

低所得者のお年寄り(75歳以上)は病院にかかりにくくなる!

2008年度から75歳以上のお年寄り(後期高齢者)は、現在加入している国民健康保や組合健保等から切り離され、後期高齢者だけを対象とした、あらたな医療保険に加入することになります。

心配されるのは、広域連合議会(保険料や減免制度、給付計画等が決められる)に、三豊市はたった1名の議員しか割り当てがなく、お年寄りの声が反映されにくくなることです。また、1人あたり保険料が月額平均6,200円(年間74,000円=減免制

度あり)といわれ、保険料を滞納したばあいは、短期保険証、資格証明証、1年半以上滞納すると、保険が使えなくなる、というたいへん厳しい内容になっています。来年には、所得税等の定率減税がなくなり、介護保険料の値上げも予想されるなど、所得の少ないお年寄りにとって、医療を受けたくても受けられない状況もでてくるのが予想され、まさに命にかかわる問題です。日本共産党市議団は、この議案に反対しました。

介護保険「要介護4~5」にも障害者控除が受けられます

いよいよ確定申告の時期となりました。定率減税の全廃や老年者控除の廃止など、小泉内閣の下で5兆2000億円にも上る庶民大増税が強行され、全国で怒りと不安が巻き上がっています。

今まで、介護保険の「要介護認定者」が「障害者控除」を取得することができる「所得税法・地方税法や事務連絡」で明らかにされていましたが、具体的な手順については自治体に任されており、「認定書」を受けるための「申請書」も扱い方が十分に定められていませんでした。

介護保険の「要介護認定者」の「障害者控除」について、従来から、寝たきり老人については、特別障害者の範囲に含まれていました。

実は以前から65歳以上の老人で、「障害の程度が身体障害者手帳の交付を受けている人と同程度である」と自治体が判断し、「認定証」を発行すれば、所得税や住民税で障害者控除が障害者特別控除を受けることが可能となっていました。

「障害者控除対象認定証」発行の周知徹底を

三豊市でも党議員団が要望し、不明確であった「認定証」発行を確認し、流れを市民に周知徹底するよう要望してきました。

今回の要綱では、

- 「要介護4~5」で障害者手帳を持っていない人は、「障害者控除対象者認定証」を発行する。
- 「認定証」は支所で申請し、その場で発行できるようにする。
- 申請書は支所に設置する。
- 1回発行すれば複数年使えるものとする。
- 今年度の確定申告分より使用できるように準備する。

以上の内容となっています。疑問点は各支所、健康福祉部介護保険課、又は党議員団までお問い合わせください。



合併協定で決定している、市役所の位置を三豊市豊中町本山甲の寿工芸跡地から、現市役所の旧豊中町役場に変更するという、条例改正案が提案されました。この工場跡地は、6万8千平方メートル(約2万5百坪)で、2003年に旧豊中町土地開発公社が購入。現在借入金金が10億3500万円あります。11月中旬に執行部から「合併協定を反故にして、庁舎建設は白紙撤回。跡地に大型商業施設を誘地する」という提案があり、地元豊中町自治会会長などを対象に市が地元説明会を開催。一方、地元商工会などは市に対して誘地に反対する要望書を提出するなど、地元は揺れました。12月22日の議会最終日、この条例案は記名投票の結果、賛成24、反対6で可決されました。



将来のまちづくりプランを示せ!!

寿工芸跡地の利用は住民合意で進めよう!!

滝本議員は討論のなかで「住民の議論はこれから始まることで、住民説明が不十分。『まちづくりプラン』もなく計画はいきあたり槍っさり、三豊市の将来像がみえない。また、大型商業施設の進出計画の情報開示をせよ」と述べました。

滝本文子議員

1. 土曜預かり保育(3歳から)が19年度から実施になります!

(滝本) 豊中幼稚園は3歳から全員入園になっていますが、土曜日は休業日で、預かり保育がありません。土曜日仕事をもつ親たちは、切実に預かり保育を希望しています。他町との公平性からも土曜預かり保育を実施してほしい。また、定員340名と県下のマンモス幼稚園で、園長1人でカバーしきれない状況です。副園長の配置も要望します。

(岩倉教育長) 豊中町は3歳以上の子どもについて、保育所の選択ができないので、幼稚園で希望者の預かり保育ができるよう検討します。また、副園長については、100名をこえる園は主任教諭を1名配置していますが、豊中は大規模園ですから、円滑運営できるよう今後検討します。

2. 大型商業施設の誘致問題 新庁舎建設予定地 寿工芸跡地の利用について

十分な住民説明をして、住民合意のうえで決定を!

(滝本) 大型店誘致について十分な住民説明をおこない、民意の合意のうえで決定すべきです。わずか1ヶ月で結論をだそうなど、無理なはなしで、住民に対する説明責任が果たされていません。今回の誘致は、法改正をひかえた“かけこみ計画”で、現行法は大型店に対してたいへん規制がゆるい。日本商工会議所など商業4団体も“当初期待された効果は得られず、全国の中心市街地は活性化どころか、さらに廃れている。治安や青少年問題が深刻化し、高齢者も生活の不便を強いられている”と指摘しています。地域全体の持続的発展につながらない大型店誘致よりも、住民が主体になった地域活性化策を考えるべきです。三豊市の将来像が見えないなかでの計画で、周辺住民の理解は得られないだろう。

(市長) 新庁舎は財政的にきびしく、建設は考えていない。大型店誘致を新しいチャンスととらえ、挑戦していきたい。周辺的生活環境対策は、地元説明会のなかで論議し、要望していく。



憲法九条を守る・平和を守る!



春名なおき
参議院比例予定候補



笹岡 健
衆議院全国比例予定候補



近石みち子
参議院選挙区予定候補

☆寿工芸跡地は、“選定審査委員会”で検討した後、土地開発公社が㈱イズミ(ゆめタウン)に約17億4600万円で売却をきめました。今年度中に売却契約を結び、住民説明会を開き、11月建設開始、オープンは来年後半の予定といわれています。出店により観音寺市など周辺商店街の空洞化が懸念されるほか、交通渋滞や住環境の悪化による青少年への影響が心配されています。



十二月議会での一般質問

要旨

岩田秀樹議員

1. なぜ多額の累積債務(借金)が発生したのか

合併後、急に公共施設が増えたわけではありません。なぜ累積債務308億円が発生したのか、旧町の財政政策や公共事業の取り組み等発生原因を明らかにすることなしには、本質的な改善はないと思うがどうか。



(市長) 財政担当者は、予想よりもはるかに大きく減少する交付税と補助金に対して、国からの言葉にできないプレッシャーを感じていた。

国の方は地域総合整備債という後年度交付税負担を約束していても、交付税は縮小してきています。約束されていたものまでが縮小された。市民の税金を上げ、地方自治体の交付税を減らすこのような批判に値するやり方の中、地方自治体はどう生き抜いていくか、これが行政改革の原点です。

一番の責任は、国です。国が地域総合整備債を始めとして、「どんどん施設を作りなさい。後から交付税負担します。」と言っておきながら、今では「財政難のためできません。」と地方に借金を押し付けています。夕張が最も典型的な例です。しわ寄せがあらさまに地方にきています。いま、地方が悪く言われていますが、国がここまでこのような運営をしてきたからだと言いたい。

責任、過去を問うならば、今までの国の地域総合整備債から始まった、交付税保障の話はどうなったのかと聞きたい。

2 土地開発公社は原下問題にどう対応するのか

三豊市土地開発公社においては、旧高瀬町土地開発公社時代の議事録や決算書類の不存在が情報公開請求の中で明らかになった。資料の無い中でどこまで債務と欠損金を明らかにできるのか。

(助役) 旧高瀬町土地開発公社にて取り組んだ「原下工業団地土地造成事業」借入金金が約21億円、分譲可能面積から坪当たり単価を算定すると約7万8千円となる見込みです。売れたとしても約13億円の欠損が見込まれます。

9月実施の特別監査報告書に「極めて重大な誤りによってなされたとみなされる支出については、高瀬町土地開発公社が被った損害額とすることが適当と判断する。執行の事実が確認できないものについても、執行の事実が無いものとして取り扱うことも考慮すべきである。」とある。すなわち、正規の手続きがとられていない支出、証拠書類が存在しないため執行事実が確認できない支出については全て損害額として取り扱うことを考慮すべきであるとのことでした。

文書そのものが残っていないことの指摘については、公務の執行においては文書管理規定が定められており、職務上の常識として文書の保存と厳正な管理は求められている。当然保存されていなければならない文書が存在しないという事実は極めて不自然かつ重大な問題である。

対応が後手に回っているという指摘では、全てを市民の前に明らかにして対処することをお約束します。